

令和7年度

学校いじめ防止基本方針

鈴鹿市立明生小学校

（要保存）

策定にあたって

本校では、いじめのない学校づくりを推進していくために、今まで学校が取り組んできたことや今後大切にしていける取り組みについてまとめ、鈴鹿市いじめ防止基本方針を基に「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

また、いじめが起こった場合の「明生小 いじめ対応フロー」を示しました。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめとは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの未然防止について

いじめは、未然防止対策が、とりわけ重要であることを教職員は十分に自覚することが大切であるとの考えの下に、未然防止対策を推進します。

そこで、学校の教育活動全体を通じて計画的な指導及び人権教育を行い、日常的に互いの個性や文化・風習など、様々な違いを認め合い、いじめを許さず、いじめを見抜く人権感覚をもった児童の育成に取り組むとともに人権を尊重する集団づくりに取り組みます。

学級活動などにおいては、いじめの問題について取り上げ、児童がお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする取り組みの充実に努め、児童の発達段階に応じた主体的な取り組みを系統的に行います。

2 いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめの問題に対処し、早期に解決する上で重要です。

いじめの問題が発生する兆候として、集団の規範意識の低下がみられる場合もあります。また、いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。

そこで、教職員は、学校生活の中でいじめを見抜く、鋭い人権感覚をもつよう努めます。さらに、ささいな兆候であっても軽視せず、積極的にいじめを認知します。中には、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることから、からかいや悪口、仲間はずしや無視等といったことも見過ごすことなく対応していきます。

いじめの早期発見のためには、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。さらに、教職員相互で情報共有を図ることができる風通しの良い教育環境を整えるとともに、学校だけで問題等を抱え込まず地域、家庭、警察と連携して児童を見守っていきます。

3 いじめへの早期対処について

いじめであることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通す姿勢で臨みます。

特に、いじめを受けた児童に対しては、スクールカウンセラーなどの協力を得て心のケアや一時的に緊急避難措置を講ずるなど、いじめから守り通すための様々な対応を行います。

また、児童が、いじめをとめたり、いじめを知らせたりといった、正しい行動や正義が貫かれる学校風土づくりを推進していきます。

一方、事実関係の究明には、いじめたとされる児童だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集も実施し、事実関係を正確かつ迅速に把握するように努めます。

いじめへの早期対処及び迅速な解決には、学級担任等の特定の教員が問題を抱え込むことなく、児童の目線に立ち、学校全体で組織的に対応します。

学校は、いじめの事実関係が判明した場合には、家庭や市教育委員会等への連絡・相談を迅速に行います。このため、「学校いじめ防止基本方針」の中に、いじめの問題が発生した際の具体的な対処要領を定め、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めるようにします。

4 いじめの再発防止について

教職員は、いじめが発覚した際の指導によりいじめが解決したと即断することなく、いじめを受けた児童やいじめを行った児童のその後の学校生活の様子等について、周りの児童の協力も得ながら継続して十分な注意を払うとともに、保護者との緊密な情報共有を行い、再発防止に努めます。

また、学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない学級づくり・集団づくりについて見直す等、児童の実態に応じて必要な指導や取り組みの改善を行い、いじめを生まない学校風土の再構築を図ります。

5 学校・家庭・地域との連携について

児童を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、児童等の課題也多岐に及ぶとともに深刻化・複雑化しており、児童が健やかに成長し、社会で必要とされる人権感覚を身に付けていくためには、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が、これまで以上に重要となっています。

いじめの問題が発生した際の初期対応や再発防止の過程では、家庭訪問などを通じて、保護者との緊密な連携を図ることが必要で、学校のみでいじめを解決することに固執せず、保護者と一致協力して解決に当たります。

また、保護者や地域住民は、いじめを敏感に察知し、いじめと思われる様子を認めた時は、迅速に学校等に連絡する等の対応を心がけてください。

特に、本校では、コミュニティ・スクールによる特色ある開かれた学校づくりを推進していることから、必要に応じて学校運営協議会でいじめの問題を取り上げ、学校、家庭、地域が相互に連携協力した対策を推進します。

さらに、保護者や地域住民とは、学校行事や地域行事等を通じて積極的に交流を深めるとともに学校支援ボランティアへの参加を促進し、地域の子どもの交流を深め、地域全体で児童を見守り、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取り組みや気運の醸成に取り組めます。

第2章 いじめ防止のための方策

1 いじめの未然防止に向けて

(1) 学校経営における位置づけ

- ①道徳をはじめとした全ての教育活動を通じて、生きる力を培う学校教育活動の充実を図ります。
- ②全ての児童にわかる授業・楽しい授業を目指した授業改善に努めるとともに学級活動や学習活動での居場所づくりに心がけます。
- ③教職員相互が児童の様子について、気軽に情報交換を行う生徒指導体制を構築するとともに幼稚園・保育所・中学校との連携を図ります。
- ④学校支援ボランティアの活用を促進し、児童同士や地域住民との交流による人間関係づくりを推進します。

(2) 教職員等を対象とした取り組み

- ①いじめの問題への資質向上につながる校内研修を位置付けます。
- ②日頃から、児童と積極的に向き合い、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さず、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに組織的に取り組みます。

(3) 児童を対象とした取り組み

- ①人権について学んだり、話し合ったりする場を設定し、いじめを集団の課題としてとらえる取組を推進します。
- ②ともに支え合う集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくれます。
- ③児童のインターネット上のいじめの防止に（つながるよう）情報モラル教育を推進します。

2 いじめの早期発見及びいじめへの対処に向けて

(1) 日常的な取り組み

- ①教職員は、児童との対話や観察等による児童の変化とサインに気づくため、日常的に、日記、作文、生活記録等を活用します。
- ②いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係や仲間づくりを大切にしたい学級経営をします。
- ③管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行います。

(2) 「いじめ防止アンケート」の実施

年3回（各学期毎）実施し、いじめの状況を把握します。

(3) 「学校生活アンケート」（児童・保護者）の実施

年2回実施し、一人ひとりの状況や学級・学年の状況を把握します。

(4) 教育相談の実施

- ①「いじめについてのアンケート」「学校生活アンケート」をもとにして、児童の不安や心配事等の心の状況を把握します。
- ②生活指導部会を毎月定期的に行い、各学級、学年の状況を把握します。

(5) 被害児童の心のケア

- ①スクールカウンセラーとともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて加害児童のケアも行います。
- ②緊急な場合は、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。

(6) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策の実施

- ①「インターネットやスマートフォンの正しい使い方教室」等、外部の講師を招いての授業に積極的に取り組みます。
- ②教職員がネットモラルに関連した研修会に積極的に参加します。

(7) 早期発見に向けた取り組み

- ①いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるとともに、児童が発する小さなサインを見逃すことが無いよう、日頃から児童理解に努めるとともに児童や保護者との信頼関係の構築に努めます。
- ②遊びやふざけあいと思われるような些細な行動にも目を向け、教職員間での情報共有を図り、いじめを見過ごさず、積極的に認知するよう努めます。
- ③「いじめについてのアンケート」を実施した際は、児童からの訴えに迅速に対処します。
- ④インターネットのいじめの問題には、児童及び保護者から、積極的な情報が得られるよう日頃からの協力体制や信頼関係の構築に努めます。

(8) 初期対応での取り組み

- ①児童からいじめについての相談を受けた場合は、丁寧に聞き取りを行うとともに迅速に家庭とも連携しながら、必要な措置を講じます。
- ②いじめを行った児童といじめを受けた児童との間で見解が違えば、複数の教職員での聞き取り、周りにいた児童からの聞き取りやアンケート調査など客観的な事実関

係の把握に努めます。

- ③いじめの相談内容については、守秘義務を徹底し、個人情報やプライバシーに十分に配慮した対応を行います。

(9) 児童への指導や支援

- ①いじめを受けた児童やいじめを知らせたり、止めたりした児童を全教職員が一体となって守り通します。
- ②いじめたとされる児童に対しては、当該児童の人格の成長を基本とした必要な教育的支援を行います。
- ③いじめの問題に対しては、表面的な問題だけを把握することに留まらず、児童を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努めます。

(10) 組織的な対応

- ①いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職に迅速に報告し、全教職員で共有するとともに組織的な対応を行います。
- ②いじめへの対応は、いじめ防止連絡協議会を組織し対応します。いじめ防止連絡協議会の構成員は次の通りです。

【学校教職員】 校長・教頭・生徒指導部長・人権部長・研修部長・養護教諭
担任

【教職員以外】 スクールカウンセラー等 その他、学校長が必要と認める者

- ③いじめの問題には、基本的に次の対応方針で臨みます。

「情報の把握 → いじめ防止連絡協議会への報告 → 初期対応の確認 → 事実関係の把握 → 対応方針の決定及び保護者への連絡 → 指導及び心のケア → 再発防止策の検討及び実践」

- ④いじめの問題は、全て市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察への相談や通報など関係機関と十分な連携を図ります。
- ⑤いじめの再発防止に向けては、いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図ります。

第3章 保護者と児童の連携

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解を図り、学校と協力していじめをしない、させないしつけを行います。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが努めです。

- (1) どの児童もいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを認識し、いじめに加担しないよう指導に努める。また日頃から悩み等があった場合は、周囲の大人に相談するよ

うに働きかけます。

- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている方との情報交換に努めるとともに、根絶をめざし互いに補完しながら協働して取り組みます。
- (3) いじめを発見、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報します。

2 児童として

- (1) 人に対して思いやりをもち、自ら主体的にいじめのない学校づくりに努めます。
- (2) 自分の周りにいじめがあると思われるときは、当該児童に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談したりすることに努めます。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ります。

- (1) 鈴鹿警察（生活安全課）
- (2) 平田交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ります。

- (1) 北勢児童相談所・鈴鹿児童相談所
- (2) 鈴鹿市保健福祉部子ども家庭支援課
- (3) 鈴鹿市教育委員会教育支援課

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及び保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童生徒が自殺を企図した場合

- ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

2 重大事態発生時の対処

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告します。

3 重大事態の調査

学校は、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行います。

(1) 学校が調査の主体となる場合

学校が調査の主体となる場合は、いじめ防止連絡協議会が調査を行う組織の母体とします。また、調査に当たっては、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請するものとします。

事実関係を、可能な限り時系列で明確にします。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

(2) 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が調査主体となる場合は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会が調査を行います。

4 調査結果の提供及び報告

学校はいじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたって、学校は、他の児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつ適切に提供します。

いじめ事案認知後の初動的対応

